

要介護認定等調査業務委託契約条項

四條畷市（以下「発注者」という。）と受注者は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、要介護及び要支援認定に係る訪問調査（以下「訪問調査」という。）の事業の委託に関して、次のとおり契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条 発注者は、訪問調査に関する業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者は、これを受託するものとする。

（委託業務の実施方法）

第2条 受注者は、四條畷市要介護認定等調査業務委託に関する実施要綱及び要介護認定等調査業務委託仕様書に基づき委託業務を実施するものとする。

（委託料）

第3条 委託料は、本契約書頭書きのとおりとする。

（委託料の支払）

第4条 受注者は、毎月業務終了後、発注者の定める期日までに当該月分の委託料を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その請求を受理した日から起算して30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

（再調査）

第5条 発注者は、訪問調査の不備等により、四條畷市介護認定審査会の合議体において審査及び判定ができないと判断されたときは、受注者に対し当該調査対象者に対する再調査を行わせることができる。この場合において、発注者は、再調査にかかる委託料を支払わないものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（再委託等の禁止）

第7条 受注者は、委託業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により事前に発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（業務実施の指示）

第8条 発注者は、委託業務について、受注者に必要な指示をできるものとする。

（罰則適用）

第9条 業務の委託を受けた受注者の役員又は調査員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、介護保険法第28条第8項の規定により公務に従事する職員とみなす。

（経費の負担）

第10条 受注者は、委託業務を行うために要するすべての経費を負担するものとする。

(事故発生時の対応)

第 11 条 受注者は、訪問調査の際に、事故が発生したときは、速やかに、発注者及び調査対象者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、前項の事故が起因となる賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(関係書類の整備)

第 12 条 受注者は、受託業務に関する書類を整備しなければならない。

(立入調査等)

第 13 条 発注者は、委託業務に関し必要があると認めるときは、受注者の事業所に立入調査をし、又は必要な報告を求め、若しくは委託業務の実施について必要な指示を与えることができる。

(契約の有効期間)

第 14 条 本契約書頭書きのとおりとする。ただし、期間満了の3か月前までに発注者又は受注者より何らの意思表示がない場合、期間満了日以後1年間ごとに同じ条件で契約が更新されるものとする。

2 前項の規定による契約更新をした場合、その後1年を超えて業務実績がないときは、契約は失効するものとする。

(契約の解除)

第 15 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設の指定を取り消されたとき。

(2) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準又は指定介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準に違反することにより、委託業務を適切に行うことが困難であると認められるとき。

(3) 受注者が不正な調査等を行い、又はこの契約の各条項に違反し、若しくは発注者の指示に従わないことにより、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 発注者は、受注者から契約解除の申し出を受けた場合において、当該申し出の理由が正当であると認めたときは、この契約を解除することができる。

(疑義の決定等)

第 16 条 この契約に定める事項その他訪問調査の業務上の必要な事項について疑義が生じた場合には、発注者及び受注者協議して解決するものとする。